



第二次「国と地方の協議」(平成24年秋) 新たな規制の特例措置 優先提案一覧

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解						国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答		内閣府記載欄		
						回数	担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など	対応の但し書き		対応	理由等
地域 31	中心市街地と田園地域が連携するコンパクトエコシティ特区	道路上空使用の特例	2054	コンパクトエコシティ実現のため、防災拠点等の多様な都市機能を中心市街地に導入するとともに、商店街の街路空間を豊かにすることで、商店街の魅力向上やコミュニティにおける核の創造を図るため、道路上空に広場を建築することを予定している。道路上空における広場の建築を可能とするため、本特区内において道路上空に設置する広場について、建築基準法第44条第1項第4号に定める「公共用歩廊その他の政令で定める建築物」とみなしていただきたい	【コンパクトエコシティの実現】丸亀町商店街(D-E街区)の道路上空には広場を設け、民間イベント広場・防災拠点・憩いの場とする計画があるが、建築基準法第44条第1項に規程されているように、建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならないため設置することが困難となっている。そのため、当該広場について同法第44条第1項第4号に定める建築物に準ずる建築物とみなす必要がある。	1回目	国土交通省住宅都市地域建築課、道路局路政課	建築基準法第44条、建築基準法施行令第145条	D			・建築基準法第44条で、「公共用歩廊その他の政令で定める建築物」については、特定行政庁の許可により、道路内建築制限の解除が可能とされており、「政令で定める建築物」として「道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物」等が規定されている。  ・一時的にイベント等を行う広場であっても、常に通行又は運搬の用途に供され、広場上に店舗等の工作物を設けないものであれば、「渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物」として取り扱うことが可能であり、特定行政庁が、安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可することにより、現行制度で対応可能である。	対応の但し書き	a	道路上空に設ける通路の取扱等については、個別事案毎に対応していくか、または地域独自の審査基準を定めるかについて、検討します。いずれの場合においても、「安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その周囲の環境を害するおそれのないものにする必要があります。しかしながら本特区内で提案している上空広場については、道路交差部の大規模かつ特殊な構造をしており、全国的にも事例が少ないことから、特定行政庁のみで判断するには、困難な部分があります。そのため、施設計画が具体化した時点で、再度、関係法令との適合性等について、個別協議に応じていただき、ご指導を賜りたいと存じますので、よろしくお願いたします。	【 :提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの :提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの :取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの :一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの】
						2回目										特定行政庁の許可により現行制度で対応可能との見解が示され、特定行政庁である指定自治体が地域独自の審査基準を定めることについて検討することとなったため協議終了。国土交通省は、特定行政庁において関係法令との適合性に疑義が生じた場合、その求めに応じ技術的助言を行うこと。